**平成２６年（フ）第８号**
秋田県大仙市太田町太田字築地古館６番地７
債務者　田中　育子
1　決定年月日時　平成26年３月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河村　憲史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月12日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年５月29日まで
秋田地方裁判所大曲支部

**平成２６年（フ）第３３号**
茨城県小美玉市竹原32番地４
債務者　辻　　純江
1　決定年月日時　平成26年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷田部　亘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月13日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年５月29日まで
水戸地方裁判所

**平成２６年（フ）第３４２号**
札幌市北区新琴似９条11丁目３番18号
債務者　笠木　久子
1　決定年月日時　平成26年３月７日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今井明日香
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月６日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年５月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２５年（フ）第２７号**
宮崎県日南市星倉４丁目６―19　グランドール秋田Ｂ105号室、住民票上の住所宮崎県日南市大字平野1478番地１
債務者　由地　京介
1　決定年月日時　平成26年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永友　郁子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月２日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年６月２日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

**平成２６年（フ）第４２号**
北海道中川郡幕別町札内あかしや町43番地の95　町営住宅４号202
債務者　前田　政明
1　決定年月日時　平成26年３月10日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西村　　彬
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月12日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年６月５日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

**平成２５年（フ）第１６４５号**
横浜市磯子区滝頭１丁目５番14号
債務者　小峯　寛之
1　決定年月日時　平成26年３月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　真哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月９日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成26年６月６日まで
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２５年（フ）第１８２３号**
横浜市中区千代崎町４丁目94番地69
債務者　小峰　正康
1　決定年月日時　平成26年３月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯島奈津子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月９日午後１時20分
5　免責意見申述期間　平成26年６月６日まで
横浜地方裁判所第３民事部

## 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

**平成２６年（フ）第１４号**
盛岡市開運橋通２―24―1104、住民票上の住所盛岡市大通３丁目２番６号
債務者　古山　惠子
1　決定年月日時　平成26年３月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２６年（フ）第７４号**
仙台市泉区将監９丁目１番３―101号、従前の住所仙台市青葉区子平町５番18―201号
債務者　木村　邦彦
1　決定年月日時　平成26年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２５年（フ）第４８８号**
茨城県笠間市八雲２丁目７番５号
債務者　藤江　　直
1　決定年月日時　平成26年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
水戸地方裁判所

**平成２６年（フ）第１６号**
茨城県水戸市姫子１丁目823番地の23　サンルーム姫子303号、旧住所茨城県水戸市柳町２丁目９番３―805号　アイディコート水戸
債務者　藤咲　怜奈
1　決定年月日時　平成26年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
水戸地方裁判所

**平成２６年（フ）第２８号**
茨城県笠間市南友部603番地７　ブライトン202
債務者　高橋奈津美（旧姓青谷）
1　決定年月日時　平成26年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
水戸地方裁判所

**平成２６年（フ）第３６号**
茨城県水戸市大足町467番地
債務者　天賀谷裕子
1　決定年月日時　平成26年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
水戸地方裁判所

**平成２６年（フ）第５５号**
茨城県水戸市堀町908番地の２　ハーモニーホリ203号、旧住所茨城県水戸市堀町1104番地の18
債務者　福地　晶子
1　決定年月日時　平成26年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
水戸地方裁判所

**平成２６年（フ）第５６号**
茨城県水戸市堀町2221番地の13
債務者　飛田　　学
1　決定年月日時　平成26年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
水戸地方裁判所

**平成２６年（フ）第８号**
京都府京丹後市弥栄町野中724番地
債務者　藤井　　稔
1　決定年月日時　平成26年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
京都地方裁判所宮津支部

**平成２６年（フ）第９号**
京都府与謝郡与謝野町字男山248番地28　町営男山第１団地108号
債務者　石山　照子
1　決定年月日時　平成26年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
京都地方裁判所宮津支部